

学位論文添削補助業務取扱要項

第1条 この要項は名古屋外国語大学大学院に在学する外国人留学生在が日本語による学位論文を執筆する際の添削補助業務の取り扱いについて定める。

第2条 補助の対象者は、日本語で学位論文を執筆する外国人留学生在で、指導教授が論文の添削補助が必要と判断し、大学院運営会議の承認を受けた学生とする。

第3条 期間は、指導教授の指定する学期とし、時間は、修士学位論文を執筆する学生は12時間までとし、博士学位論文を執筆する学生は30時間までとする。

第4条 業務は、原則として本学国際日本語教育インスティテュートの教員(非常勤講師を含む)又はこれに準ずる者が担当する。

2 前項の業務担当者は、大学院運営会議の承認をうるものとする。

第5条 業務担当者は、原稿中で用いられている日本語表現に関する文法・語彙・表現上の問題点の指摘と修正及び引用等の形式の整備、文章構成に関する助言を面談の形で行う。

2 学生は一定期日までに添削を希望する原稿を担当者に提出し、担当者に面談時間を予約する。

3 業務担当者は論述内容、引用文献の理解などには触れないこととする。

第6条 業務担当者は、業務終了後、業務報告書(別紙様式)に期日・時間・及び指導学生の氏名・業務内容を記入し、学生の指導教授の承認を受け、大学院事務室に提出する。

第7条 業務の手当については学園の基準に従う。

第8条 業務手当の支払いは、報告のあった業務時間について、修士学位論文の添削補助業務については12時間を上限とし、博士学位論文の添削補助業務には30時間を上限として業務終了後に支払う。

第9条 この要項は研究科会議の議を経て変更することができる。

附則 1 この取り扱い事項は、平成20年6月25日から実施する。

2 修士論文添削補助業務取扱要項(平成17年11月21日制定)は、廃止する。

3 この改正は、平成21年11月25日から実施する。(第4条関係)

4 この改正は、2019年4月1日から実施する。(第4条関係)